

監査公表第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年 3 月29日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

## 平成30年度市民生活部に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

平成30年12月25日（火）、27日（木）

### 2 監査の対象

市民生活部

危機管理対策課、環境廃棄物対策課（水環境保全対策室、施設建設推進室、敦賀斎苑）、清掃センター、衛生処理場、生活安全課（消費生活センター）、市民課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

#### （1）超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

また、災害対応等の場合でも、超過勤務の特に多い職員については、状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分に留意されたい。

#### （2）重大なリスクへの対策について

発生した不適切な事務処理の再発防止だけでなく、想定されるリスクを洗い出し、特に重大なリスクになり得るものについては、未然防止のための対策を検討していただきたい。